

伊 勢 市 公 報

第 176 号
平成 25 年 3 月 5 日
火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 伊勢市議会定例会の招集について	4
○ 道路の区域の変更について	5
○ 道路の供用開始について	6
教育委員会告示	
○ 伊勢市北浜スポーツグラウンドの指定管理者の指定について	7
選挙管理委員会告示	
○ 宮川右岸御菌土地改良区総代選挙関係 ・ 当選人告知及び当選証書の付与について	8
公 告	
○ パブリックコメントの実施結果について	10
○ 農用地利用集積計画について	11
○ 農用地利用集積計画について	12
○ パブリックコメントの実施について	13

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 5 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表出納員印の項中

伊勢市出納員 領 収 何々支所長	か い 書	長	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料その他支所の所管事務に係る諸収入金の収納	各支所長	9
		方 縦 16 横 31			

を

伊勢市出納員 領 収 何々支所長	か い 書	長方 縦16 横31	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料その他支所の所管事務に係る諸収入金の収納	各支所長 (四郷支所長を除く)	8
		に改める。			
伊勢市出納員 領 収 四郷支所長	か い 書	長方 縦14 横36	戸籍・住民基本台帳・印鑑登録証明・諸証明手数料その他支所の所管事務に係る諸収入金の収納	四郷支所長	1

附 則

この規則は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

伊勢市告示第 10 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 25 年 2 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 25 年 2 月 25 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 11 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 2 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小俣 31 号線	小俣町明野 1185 番地内から 小俣町明野 1131 番地先まで	旧	10.5～21.2	74.0
			新	7.0～7.0	81.5

伊勢市告示第 12 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 25 年 2 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
小俣 31 号線	小俣町明野 1185 番地内から 小俣町明野 1131 番地先まで	平成 25 年 2 月 21 日

伊勢市教育委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伊勢市北浜スポーツグラウンドの指定管理者を次のとおり指定したので告示する。

平成25年2月19日

伊勢市教育委員会
委員長 中居 信明

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

名称	伊勢市北浜スポーツグラウンド
位置	伊勢市村松町3082番地1
団体名	村松町会
団体所在地	伊勢市村松町4011番地1
代表者	会長 濱口 宗幸

2 指定の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

伊勢市選挙管理委員会告示第 13 号

平成 25 年 2 月 19 日執行の宮川右岸御蘭土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第 21 条第 1 項の規定による当選人の報告を受け、同令第 22 条第 2 項の規定により当選証書を付与したので、同令第 21 条第 2 項の規定並びに同令第 22 条第 2 項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示します。

平成 25 年 2 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 鈴木 市郎

記

1 宮川右岸御蘭土地改良区総代選挙当選人

別紙「当選人一覧表」のとおり

宮川右岸御蘭土地改良区総代選挙当選人一覧表

(定数30人 当選人30人)

住 所	氏 名
省略	北川 源吉
省略	北村 文一郎
省略	北村 幸重
省略	曾野 政成
省略	松本 昇
省略	松月 昭
省略	森北 利七男
省略	吉崎 和生
省略	渡邊 正道
省略	大西 幸夫
省略	大西 安隆
省略	中居 弘和
省略	中西 正則
省略	前村 吉生
省略	山崎 和男
省略	山崎 稔
省略	世古口 明人
省略	世古口 清治
省略	中居 昇
省略	山口 亨
省略	中西 武男
省略	中谷 道夫
省略	奥野 茂
省略	奥野 正
省略	奥野 憲生
省略	西尾 敏
省略	赤羽根 正信
省略	藤村 庄司
省略	山下 秀和
省略	安田 政己

伊勢市公告第 13 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 2 次伊勢市男女共同参画基本計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 25 年 2 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
第 2 次伊勢市男女共同参画基本計画（案）
- 2 案の公告日
平成 24 年 11 月 27 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部市民交流課に備えて縦覧に供します。

伊勢市公告第 14 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 25 年 2 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 15 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 25 年 2 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 16 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例を制定したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例案（骨子）を公表します。

なお、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例案（骨子）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 25 年 2 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例案（骨子）案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 伊勢市都市整備部交通政策課
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所地域振興課
- (5) 小俣総合支所地域振興課
- (6) 御菌総合支所地域振興課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 平成 25 年 3 月 1 日（金）

至 平成 25 年 3 月 29 日（金）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市自転車等の放置防止及

び適正な処理に関する条例案（骨子）」に対する意見として、伊勢市都市整備部交通政策課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部交通政策課 伊勢市役所本館 2 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 交通政策課

ファクシミリ 0596-22-9699

電子メール koutsu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 25 年 3 月 29 日（金）【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部交通政策課 電話 0596-21-5508